

「所得超過」で児童手当・特例給付の申請が却下となった方へ

同封の通知のとおり、審査の結果、児童手当・特例給付の支給対象となる所得額（所得上限限度額）を超えていたため、児童手当・特例給付の申請は却下となりました。

所得上限限度額は、以下の表のとおりです。

扶養親族等の数	所得上限限度額
0人	858万円
1人	896万円
2人	934万円
3人	972万円

※ 所得上限限度額は、扶養親族等の数が1人増えるごとに、38万円加算されます。

支給対象月によって判定基準となる所得が異なります。児童手当は原則、申請月の翌月から支給対象となります。

年	令和6年(2024)年							令和7(2025)年				
支給対象月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
所得判定	令和5(2023)年の所得 ※法改正が予定されています。下記をご確認ください。											

【必ずお読みください】

児童手当は、法改正により令和6年10月分から、所得制限が撤廃されます。

令和6年10月分以降の手当を受給するためには、申請が必要となります。

却下の理由が【**所得超過のため**】の方は『令和6年度 児童手当 認定請求書(簡易な請求書)』のご提出が必要となります。同封の【**令和6年度 児童手当 認定請求書の手引き(制度改正前に認定請求が却下された方・受給資格が消滅した方用)**】をご確認いただき、ご提出をお願いいたします。

却下の理由が【**配偶者の所得超過**】の方は**配偶者様**が令和6年10月分から受給するための新規申請が必要となります。配偶者様のお住まいの自治体、公務員の場合は所属先へ申請してください。

令和6年7月下旬頃に、平成18年4月2日以降にお生まれになったお子様がいる世帯主宛てに制度改正についてのお知らせを送付する予定です。『令和6年度 児童手当 認定請求書(簡易な請求書)』の提出をいただいた方の新規申請は不要となります。

【連絡先】港区 子ども家庭支援部 子ども若者支援課 子ども給付係

TEL: 03-3578-2431